



埼玉県報

第85号
令和2年(2020年)
3月3日
火曜日

目次

告示

- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 令和2年度前期技能検定実施（産業人材育成課）
- 令和2年度前期技能検定手数料減免（産業人材育成課）
- 令和2年度随時実施技能検定の実施（産業人材育成課）
- 営業所の所在地が確知できない建設業者の公告（建設管理課）
- 測量法に基づく基本測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 令和2年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施（建築安全課）
- 川越都市計画下水道事業川島公共下水道の変更認可（下水道事業課）
- 富士見都市計画下水道事業ふじみ野公共下水道の変更認可（下水道事業課）
- 県道練馬所沢線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 令和2年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験の実施（警務課）
- 令和2年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験の実施（警務課）
- 令和2年度埼玉県警察官（巡査）採用試験（県外試験）の実施（警務課）

告 示

埼玉県告示第百五十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和二年三月三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

旧東栄ビル

埼玉県所沢市東町八十六番二外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 所沢市商業振興条例の規定に基づき、市、産業団体等が行う商業振興施策への積極的な協力及び商店街の活性化を図るため、その中心的な役割を果たす商店会への加入等に努めるとともに、積極的に商工会議所や地域商業者との連携事業への協力をお願いします。
- (2) 「所沢市地域がつながる元気な自治会等応援条例」の趣旨に則り、自治会等の活動への参加及び協力を努めてください。
- (3) 所沢市に居住する従業員が地域の自治会等へ加入し、活動に参加することへの理解と業務の調整などをお願いします。
- (4) 地域の祭りや各種行事に加え、地域の社会貢献活動にも協力をお願いします。
- (5) 店舗の新築・増改築、土地の改変等を行う場合は、別紙「主な環境関連法令確認事項」を参考にして、事前に必要な届出・相談等を遺漏のないよう行っていただきたい。
- (6) 騒音規制法及び埼玉県生活環境保全条例に規定する騒音規制を遵守して下さい。

二 縦覧期間

令和二年三月三日から令和二年四月三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第百五十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和二年三月三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウンふじみ野

埼玉県ふじみ野市福岡二丁目千五百番七十四外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 交通問題

- (一) 生活道路への侵入防止について対応をお願いします。
- (二) 来店者の広域誘導について適切な看板の設置をお願いします。
- (三) 前面道路の歩行者横断防止の対策をお願いします。
- (四) 郵便局搬入出入口の安全対策をお願いします。
- (五) ふじみ野市福岡二丁目千五百番七十四付近は、ふじみ野市立上野台小学校とふじみ野市立葦原中学校の学区となることから、駐車場の出入り口付近に交通整理員の配置をお願いします。

(2) 騒音問題

室外機や駐車場等の騒音に関し、十分な配慮を行うとともに近隣住民から苦情が発生した場合には適切に対応してください。また、深夜営業（午後十時以降）に関しても埼玉県生活環境保全条例における騒音の規制基準値を遵守するようにお願いします。

(3) 光害問題

夜間、駐車場の看板や建物等から発光される光が、近接する住宅等に対し光害とならないよう敷地外への遮光等について十分な配慮を行うなど光害対策をしてください。また、近隣住民から苦情が発生した場合には適切に対応してください。

(4) 防犯問題

- (一) 店舗、屋上及び立体駐車場等から上野台小学校のプールが見えないように高い目隠しボード設置等の対策をしていただきたい。
- (二) 埼玉県防犯のまちづくり推進条例第十四条第二項の規定に基づく「犯罪

の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」及びふじみ野市防犯推進条例を遵守し、防犯のまちづくりに必要な措置を講ずるようお願いいたします。

(5) まちづくりへの協力

- (一) 市内イベント・行事への参加・協力、活動場所の提供をお願いします。
 - (二) 地元自治組織(はけ自治会)の自治会活動に参加・協力するとともに、本市協働のまちづくり事業への参加・協力をお願いします。
 - (三) 多目的スペースの利用について、市及び地域住民の優先利用、利用料の優遇などについて検討してください。
 - (四) 学校の授業や行事等で、施設の見学やゲストティーチャーの依頼があった際は、積極的な協力をお願いします。
 - (五) 地元商工会加盟及び地元商店会との連携協力をお願いします。
- (6) その他

- (一) 騒音被害や二酸化炭素の排出を抑えるため、埼玉県生活環境保全条例第四十一条、同条例規則第二十一条に基づき、アイドリングストップの周知が必要です。駐車場利用者全員に周知できるよう心掛けてください。
- (二) 災害対策基本法に定める災害及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に定める事態が発生、または発生する恐れがある場合において、一時避難場所や食料、生活物資の提供など、必要に応じた支援の協力をお願いします。

二 縦覧期間

令和二年三月三日から令和二年四月三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県南西部地域振興センター

告示

埼玉県告示第百五十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年三月三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ フードスクエア川口前川店

埼玉県川口市南前川一丁目二千六百十番外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）カスミ川口南前川店

埼玉県川口市南前川一丁目二千六百十番外

（変更後）カスミ フードスクエア川口前川店

埼玉県川口市南前川一丁目二千六百十番外

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

代表者の氏名

（変更前）株式会社カスミ 代表取締役 小濱裕正

茨城県つくば市西大橋五百九十九番地一 外計二者

（変更後）株式会社カスミ 代表取締役 石井俊樹

茨城県つくば市西大橋五百九十九番地一 外計二者

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社カスミ 代表取締役 小濱裕正

茨城県つくば市西大橋五百九十九番地一 外計二者

（変更後）株式会社カスミ 代表取締役 石井俊樹

茨城県つくば市西大橋五百九十九番地一 外計二者

ハ 変更年月日

平成二十九年三月一日外

ニ 届出年月日

令和二年二月四日

二 縦覧期間

令和二年三月三日から令和二年七月三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年三月三日から令和二年七月三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第百六十号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により、令和二年度前期技能検定の実施について次のとおり公示する。

令和二年三月三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 実施等級別職種

イ 特級

なし

ロ 一級及び二級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、铸造（铸铁铸物铸造作业）、金属热处理（一般热处理作业、浸炭・浸炭窒化・窒化处理作业、高周波・炎热处理作业）、粉末冶金（烧结作业）、机械加工（普通旋盘作业、数值制御旋盘作业、フライス盤作业、数値制御フライス盤作业、平面研削盤作业、円筒研削盤作业、ホブ盤作业、マシニングセンタ作业）、放电加工（数值制御形彫り放电加工作业、ワイヤ放电加工作业）、金属プレス加工（金属プレス作业）、鉄工（構造物鉄工作业）、建築板金（内外装板金作业、ダクト板金作业）、工場板金（曲げ板金作业、打出し板金作业）、仕上げ（治工具仕上げ作业、金型仕上げ作业、機械組立仕上げ作业）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、産業車両整備（産業車両整備作業）、鉄道車両製造・整備（内部ぎ装作業、配管ぎ装作業、電気ぎ装作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作業）、家具製作（家具手加工作业）、建具製作（木製建具手加工作业）、プラスチック成形（射出成形作業）、石材施工（石張り作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、化粧フィルム工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

ハ 三級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、铸造（铸铁铸物铸造作业）、金属热处理（一般热处理作业、浸炭・浸炭窒化・窒化处理作业、高周波・炎热处理作业）、机械加工（普通旋盘作业、数值制御旋盘作业、フライ

- ス盤作業、平面研削盤作業、マシニングセンタ作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、建築大工（大工工事作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、化学分析（化学分析作業）、塗装（金属塗装作業）、舞台機構調整（音響機構調整作業）、商品装飾展示（商品装飾展示作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）
- ニ 単一等級
 - 路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカ―工事作業）及び産業洗浄（高圧洗浄作業）
- 二 試験の方法
 - 実技試験及び学科試験
- 三 実施期日、実施場所及び試験問題の公表
- イ 実技試験
 - (1) 実施期日
 - 令和二年六月八日（月）から令和二年九月十三日（日）までの間において、埼玉県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が指定する日
 - (2) 実施場所
 - 協会が指定する場所
 - (3) 試験問題の公表
 - 令和二年六月一日（月）に協会事務所で公表する（一部の職種を除く。）。

ロ 学科試験

(1) 実施期日

次の表の検定職種の欄に掲げる職種に応じ、同表の実施期日の欄に掲げる日

検 定 職 種	実 施 期 日
一 三級 園芸装飾、造園、鋳造、機械加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、化学分析、塗装、舞台機構調整、商品装飾展示及びフラワー装飾	令和二年七月十二日（日）
一 一級及び二級 造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ	令和二年八月二十三日（日）

<p>施工及び塗装</p> <p>二 三級</p> <p>金属熱処理</p> <p>三 単一等級</p> <p>産業洗浄</p>	
<p>一 一級及び二級</p> <p>粉末冶金、機械加工、鉄工、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作及び内装仕上げ施工</p>	<p>令和二年八月三十日（日）</p>
<p>一 一級及び二級</p> <p>園芸装飾、鋳造、放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、石材施工、タイヤ張り、表装及びフラワー装飾</p> <p>二 単一等級</p> <p>路面標示施工</p>	<p>令和二年九月六日（日）</p>

(2) 実施場所

協会が指定する場所

四 受検申請の手続

イ 提出書類

- (1) 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）
- (2) 運転免許証、健康保険の被保険者証その他の申請者の氏名及び生年月日を確認するため知事が適当と認める書類又はその写し
- (3) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、その資格を証する書面
- (4) 手数料の払込みを証する書面

ロ 提出先

協会

埼玉県さいたま市浦和区北浦和五丁目六番五号（郵便番号三三〇―〇〇七四）

ハ 受付期間

令和二年四月六日（月）から同年四月十七日（金）まで

二 受検申請に関する注意

(1) 申請書の用紙及び受検案内は、協会で交付する。

なお、これらの書類を郵送で求める場合は、受検しようとする等級を明記し、切手百四十円分を同封して請求すること。

(2) 申請書を郵送する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

(3) 郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

五 手数料

次に掲げる額の手数料を郵便振替で協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受ける者については、当該免除を受ける試験に係る手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

イ 実技試験

検 定 職 種	手 数 料
園芸装飾	一万八千二百円（一万二千百円）
造園	一万八千二百円（一万二千百円）
casting	一万八千二百円（一万二千百円）
金属熱処理	一万八千二百円（一万二千百円）
粉末冶金	一万八千二百円
機械加工	一万八千二百円（一万二千百円）
放電加工	一万八千二百円
金属プレス加工	一万八千二百円
鉄工	一万八千二百円
建築板金	一万八千二百円
工場板金	一万八千二百円
仕上げ	一万八千二百円（一万二千百円）

塗装	一万八千二百円（一万二千百円）
表装	一万八千二百円
化学分析	一万八千二百円（一万二千百円）
サッシ施工	一万八千二百円
内装仕上げ施工	一万八千二百円
防水施工	一万八千二百円
畳製作	一万八千二百円
タイル張り	一万八千二百円
左官	一万八千二百円（一万二千百円）
とび	一万八千二百円（一万二千百円）
建築大工	一万八千二百円（一万二千百円）
石材施工	一万八千二百円
プラスチック成形	一万八千二百円
建具製作	一万八千二百円
家具製作	一万八千二百円
婦人子供服製造	一万八千二百円
建設機械整備	一万八千二百円
鉄道車両製造・整備	一万八千二百円
産業車両整備	一万八千二百円
電気機器組立て	一万八千二百円
電子機器組立て	一万八千二百円（一万二千百円）
機械検査	一万八千二百円（一万二千百円）

路面標示施工	一万八千二百円
舞台機構調整	一万八千二百円（一万二千百円）
産業洗浄	一万八千二百円
商品装飾展示	一万八千二百円（一万二千百円）
フラワー装飾	一万八千二百円（一万二千百円）

備考 手数料の欄の（ ）内の額は、平成十二年埼玉県告示第四百十一号に定める者に適用する。

ロ 学科試験（全職種）
三千百円

六 合格発表及び通知

イ 技能検定合格者の発表

令和二年七月十二日（日）に学科試験を実施する職種にあつては、同年八月二十八日（金）に、その他の職種にあつては同年十月二日（金）に埼玉県庁本庁舎一階南玄関の掲示板に掲示するほか、協会から合格者に対し書面で通知する。

ロ 実技試験又は学科試験の合格通知
協会から合格者に対し書面で通知する。

七 その他

この技能検定に関し不明な点は、埼玉県産業労働部産業人材育成課又は協会に問い合わせること。

告 示

埼玉県告示第百六十一号

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号。以下「条例」という。）第四条第二号の規定により、令和二年埼玉県告示第百六十号（令和二年度前期技能検定の実施）により公示する技能検定に係る条例別表産業労働部の項第十二号金額の欄イに規定する手数料（在校生（知事が別に定める者をいう。）が三級を受検する場合の手数料を含む。）を、同告示第五号イの規定にかかわらず、次のとおり減額する。

令和二年三月三日

埼玉県知事 大 野 元 裕

次に掲げる要件のいずれにも該当する者に係る手数料については、九千円を減額する。

- 一 二級又は三級の実技試験を受検すること。
- 二 令和二年四月一日において三十五歳未満であること。
- 三 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者でないこと。

告示

埼玉県告示第百六十二号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により、令和二年度随時実施技能検定の実施について次のとおり公示する。

令和二年三月三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 実施等級別職種

イ 随時二級

さく井（パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業）、
铸造（铸铁铸件铸造作业、非铁金属铸件铸造作业）、機械加工（普通旋盤作業、
数值制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（ダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、めっき（電気めっき作業、熔融亜鉛めっき作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、プリント配線板製造（プリント配線板製造作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、家具製作（家具手加工作業）、紙器・段ボール箱製造（印刷箱打抜き作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、パン製造（パン製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、噴霧塗装作業）及び工業包装（工業包装作業）

ロ 随時三級

さく井（パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業）、
铸造（铸铁铸件铸造作业、非铁金属铸件铸造作业）、鍛造（プレス型鍛造作業）、
機械加工（普通旋盤作業、数值制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、

建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、めっき（電気めっき作業、溶融亜鉛めっき作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、ダイカスト（ホットチャンネルダイカスト作業、コールドチャンネルダイカスト作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（回転電機組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業）、プリント配線板製造（プリント配線板製造作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、紳士服製造（紳士既製服製造作業）、寝具製作（寝具製作作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、布はく縫製（ワイシャツ製造作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、紙器・段ボール箱製造（印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業、段ボール箱製造作業）、印刷（オフセット印刷作業）、製本（製本作業）、プラスチック成形（圧縮成形作業、射出成形作業、ブロー成形作業）、石材施工（石張り作業）、パン製造（パン製造作業）、ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、配管（建築配管作業、プラント配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、噴霧塗装作業）及び工業包装（工業包装作業）

ハ 基礎級

さく井（パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業）、铸造（鑄鉄鑄物鑄造作業、非鉄金属鑄物鑄造作業）、鍛造（プレス型鍛造作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンター作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、めっき（電気めっき作業、溶融亜鉛めっき作業）、アルミニウム陽極酸化処理（陽極酸化処理作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、ダイカスト（ホットチャンネルダイカスト作業、コールドチャンネルダイカスト作業）、電子機器組立て（電子機

器組立て作業)、電気機器組立て(回転電機組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業)、プリント配線板製造(プリント配線板製造作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製作業)、紳士服製造(紳士既製服製造作業)、寝具製作(寝具製作作業)、帆布製品製造(帆布製品製造作業)、布はく縫製(ワイシャツ製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、紙器・段ボール箱製造(印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業、段ボール箱製造作業)、印刷(オフセット印刷作業)、製本(製本作業)、プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業、ブロー成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石材加工作業、石張り作業)、パン製造(パン製造作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、水産練り製品製造(かまぼこ製品製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業、プラント配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、塗装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業)及び工業包装(工業包装作業)

二 試験の方法

実技試験及び学科試験

三 実施期日、実施場所及び試験問題の公表

イ 実施期日

埼玉県職業能力開発協会(以下「協会」という。)が指定する日

ロ 実施場所

協会が指定する場所

ハ 試験問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に送付する。

四 受検申請の手続

イ 提出書類

技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

ロ 提出先

協会

埼玉県さいたま市浦和区北浦和五丁目六番五号（郵便番号三三〇―〇〇七四）

ハ 受付期間

随時

ニ 受検申請に関する注意

(1) 申請書の用紙は、協会で交付する。

(2) 申請書を郵送する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

五 手数料

次に掲げる額の手数料を銀行振込で協会に納付すること。

イ 実技試験（全職種）

一万八千二百円

ロ 学科試験（全職種）

三千百円

六 合格発表及び通知

合格者に対し合格証書を送付する。

七 その他

この技能検定に関し不明な点は、埼玉県産業労働部産業人材育成課又は協会に問い合わせること。

告 示

埼玉県告示第百六十三号

次に掲げる建設業者の営業所の所在地が確知できないので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により公告する。

令和二年三月三日

埼玉県知事 大野 元 裕

商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地
有限会社光和産業	細川 光朝	埼玉県朝霞市栄町一丁目七番二十四号
三浦仮設株式会社	三浦 三郎	埼玉県富士見市東大久保百十八番地一
友栄電気通信工事有限公司	坂下 敏	埼玉県越谷市大字増森二千四百八十二番地三
有限会社光進電設	酒井 淳之助	埼玉県所沢市大字荒幡三百三十七番地の十五
株式会社クリーンアップ	島崎 永鎬	埼玉県新座市あたご二丁目一番三十二号

告 示

埼玉県告示第百六十四号

平成三十一年埼玉県告示第四百二十三号で公示した基本測量は、令和二年二月十二日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年三月三日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第百六十五号

測量計画機関である富士見市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年三月三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

富士見市

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

三 作業地域

富士見市大字下南畑地域

四 作業期間

令和二年二月三日から令和二年三月二十五日まで

告 示

埼玉県告示第百六十六号

令和元年埼玉県告示第三百四号で公示した公共測量は、令和二年二月七日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年三月三日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県告示第百六十七号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、令和二年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、埼玉県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和二年三月三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 試験の期日及び時間

イ 二級建築士試験

(1) 学科の試験

令和二年七月五日（日）

午前十時十分から午後五時二十分まで

(2) 設計製図の試験

令和二年九月十三日（日）

午前十一時から午後四時まで

ロ 木造建築士試験

(1) 学科の試験

令和二年七月十二日（日）

午前十時十分から午後五時二十分まで

(2) 設計製図の試験

令和二年十月十一日（日）

午前十一時から午後四時まで

二 試験会場

イ 二級建築士試験

(1) 学科の試験

(一) 埼玉県さいたま市見沼区深作三百七番地

芝浦工業大学（大宮キャンパス）

(二) 埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目一番七号

埼玉建産連研修センター

(2) 設計製図の試験

(一) 埼玉県草加市学園町一番一号

獨協大学

(二) 埼玉県北足立郡伊奈町内宿台六丁目二十六番地

埼玉県民活動総合センター

(三) 埼玉県坂戸市けやき台一番一号

城西大学（坂戸キャンパス）

ロ 木造建築士試験

(1) 学科の試験

埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目一番七号

埼玉建産連研修センター

(2) 設計製図の試験

埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目一番七号

埼玉建産連研修センター

三 受験資格

建築士法第十五条各号のいずれかに該当する者

四 受験申込手続

イ 郵送による受験申込み

(1) 受験申込受付期間

令和二年三月二十五日（水）から令和二年三月三十一日（火）まで

（締切日の消印のあるものまで有効）

(2) 受験申込書の宛先

郵便番号一〇二—〇〇九四 東京都千代田区紀尾井町三番六号

公益財団法人建築技術教育普及センター 本部

なお、簡易書留郵便によること。

ロ インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成十六年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしているものに限り行うことができる。

(1) 受験申込受付期間及び受付時間

(一) 受付期間

令和二年四月十三日（月）から令和二年四月二十日（月）まで

(二) 受付時間

受付開始日の午前十時から受付終了日の午後四時まで

(2) 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ

(<https://www.jaenic.or.jp/>) において、必要な事項を入力し、申し込むこと

と。

ハ 受付場所における受験申込み

(1) 受験要領及び受験申込書の配布期間及び配布場所

(一) 配布期間

令和二年三月十六日(月)から令和二年四月十三日(月)まで

(二) 配布場所

埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目一番七号 埼玉建産連会館五階
一般社団法人埼玉建築士会

(2) 受験申込書の受付期間、受付時間及び受付場所

(一) 受付期間

令和二年四月九日(木)から令和二年四月十三日(月)まで

(二) 受付時間

午前十時から午後五時まで

(三) 受付場所

埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目一番七号 埼玉建産連会館五階
一般社団法人埼玉建築士会

五 設計製図の試験の課題発表

イ 発表の日

令和二年六月十日(水)頃

ロ 発表の方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ
(<https://www.jaieic.or.jp/>) において公表する。

六 合格の発表

イ 学科の試験

(1) 二級建築士試験

(一) 発表の日

令和二年八月二十五日(火)(予定)

(二) 発表の方法

公益財団法人建築技術教育普及センター関東支部及び一般社団法人埼玉建築士会の事務所に掲示するとともに、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

(2) 木造建築士試験

(一) 発表の日

令和二年九月八日(火)(予定)

(二) 発表の方法

公益財団法人建築技術教育普及センター関東支部及び一般社団法人埼玉建築士会の事務所に掲示するとともに、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

ロ 設計製図の試験

(1) 発表の日

令和二年十二月三日（木）（予定）

(2) 発表の方法

公益財団法人建築技術教育普及センター関東支部及び一般社団法人埼玉建築士会の事務所に掲示するとともに、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

告 示

埼玉県告示第百六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十一年埼玉県告示第三百八十号で告示した川越都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和二年三月三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

川島町

二 都市計画事業の種類及び名称

川越都市計画下水道事業川島公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十一年三月十六日から令和五年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十年埼玉県告示第千六百七十五号で告示した富士見都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和二年三月三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

ふじみ野市

二 都市計画事業の種類及び名称

富士見都市計画下水道事業ふじみ野公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十年十二月十二日から令和五年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年三月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月三日

埼玉県川越県土整備事務所長 磯 田 和 彦

<p>路 線 名</p>	<p>練馬所沢線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>所沢市大字下安松字下川原一番三地先から同市東所沢和田二丁目三七番四地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和二年三月五日 午後二時</p>
<p>備 考</p>	<p>道路改築事業による。 平成二十二年四月三十日付け川越県土整備事務所長告示十二号及び令和二年二月四日付け川越県土整備事務所長告示第四号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長九一四・一〇メートル</p>

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和二年三月三日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

一 許可番号

令和二年二月十日

指令越建セ第〇一〇一三一号

二 検査済証番号

令和二年二月二十八日

越建セ第四七二一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀字島千九百八番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県さいたま市見沼区大字中川八百四十番地一 ホワイトテラス小山F二〇
一号

井本 祐樹

告 示

埼玉県警察本部告示第25号

令和2年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅰ類、令和2年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅱ類、令和2年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅲ類、令和2年度埼玉県警察官（巡査）採用試験国際捜査Ⅰ類、令和2年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験武道・体育指導Ⅰ類、令和2年度埼玉県警察官（巡査）採用試験サイバー犯罪捜査Ⅰ類及び令和2年度埼玉県警察官（巡査）採用試験サイバー犯罪捜査Ⅱ類を次のとおり実施する。

令和2年3月3日

埼玉県警察本部長 高 木 紳 一 郎

1 試験の名称及び採用予定人員

- | | | |
|-------------------------------------|-------|------|
| (1) 令和2年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅰ類 | 男性 | 128人 |
| | 女性 | 20人 |
| (2) 令和2年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅱ類 | 男性 | 30人 |
| | 女性 | 10人 |
| (3) 令和2年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅲ類 | 男性 | 30人 |
| | 女性 | 5人 |
| (4) 令和2年度埼玉県警察官（巡査）採用試験国際捜査Ⅰ類 | 英語 | 1人 |
| | ベトナム語 | 3人 |
| (5) 令和2年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験武道・体育指導Ⅰ類 | 柔道 | 1人 |
| | 剣道 | 1人 |
| (6) 令和2年度埼玉県警察官（巡査）採用試験サイバー犯罪捜査Ⅰ類 | | 2人 |
| (7) 令和2年度埼玉県警察官（巡査）採用試験サイバー犯罪捜査Ⅱ類 | | 2人 |

2 受験資格

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当しない者
- (3) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産の宣告を受けていない者
- (4) その他次表のとおり

ア 学歴・年齢

試験区分	学歴	年齢
I 類 国際捜査 I 類 武道・体育指導 I 類 サイバー犯罪捜査 I 類	1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学を卒業又は令和3年3月までに卒業見込みの者 2 前記1に該当する者と同等の資格があると認められる者	平成2年4月2日以降に生まれた者
II 類 サイバー犯罪捜査 II 類	1 学校教育法による短期大学又は専修学校（2年制以上の専門課程で年間授業時数が680時間以上のものに限る。）を卒業又は令和3年3月までに卒業見込みの者 2 学校教育法による大学に2年以上在学し、かつ、62単位以上修得した者又は令和3年3月までにこれらの要件を満たす見込みの者（I類に該当する者を除く。） 3 前記1又は2に該当する者と同等の資格があると認められる者	平成2年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者
III 類	I類及びII類に該当しない者	平成2年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者

イ その他

国際捜査Ⅰ類	語学（受験言語）に堪能な者
武道・体育指導Ⅰ類	柔道又は剣道に卓越した技術を有する、段位が四段（大学卒業見込みの者にあつては三段）以上の者
サイバー犯罪捜査Ⅰ類 サイバー犯罪捜査Ⅱ類	独立行政法人情報処理推進機構が実施する経済産業省認定の情報処理技術者試験（情報セキュリティマネジメント試験及びITパスポート試験を除く。）に合格している者及び合格する見込みの者若しくは情報処理安全確保支援士となる資格を有する者及び有する見込みの者

3 試験の方法

(1) 第1次試験

ア 実施科目

(ア) Ⅰ類、Ⅱ類、Ⅲ類及び武道・体育指導Ⅰ類

教養試験及び論文（作文）試験とする。

(イ) 国際捜査Ⅰ類、サイバー犯罪捜査Ⅰ類及びサイバー犯罪捜査Ⅱ類

専門試験Ⅰ及び論文試験とする。

イ 加点

Ⅰ類、Ⅱ類又はⅢ類を受験する者のうち、第1次試験当日において柔道又は剣道の段位を有しているものについては、申請に基づき審査を行い、加点する。

(2) 第2次試験

ア 実施科目

(ア) Ⅰ類、Ⅱ類、Ⅲ類及び武道・体育指導Ⅰ類

身体検査、体力検査及び人物試験とする。

(イ) 国際捜査Ⅰ類、サイバー犯罪捜査Ⅰ類及びサイバー犯罪捜査Ⅱ類

身体検査、体力検査、人物試験及び専門試験Ⅱとする。

イ 加点

Ⅰ類、Ⅱ類又はⅢ類を受験する者のうち、第2次試験の2日目当日において次表に掲げる資格等を有しているものについては、申請に基づき審査を行い、加点する。

資格区分	資格種別	試験名称等	加点対象基準
情報	情報処理	ITストラテジスト試験、システムアーキテクト試験、プロジェクトマネー	

(情報)	(情報処理)	ジャ試験、ネットワークスペシャリスト試験、データベーススペシャリスト試験、エンベデッドシステムスペシャリスト試験、情報セキュリティスペシャリスト試験、ITサービスマネージャ試験、システム監査技術者試験、応用情報技術者試験、基本情報技術者試験、情報セキュリティマネジメント試験及びITパスポート試験並びに情報処理安全確保支援士となる資格	
財 務	財 務	日商簿記検定	2級以上
語 学	英 語	実用英語技能検定	2級以上
		TOEIC (※)	600点以上
		TOEFL (iBT) (※)	62点以上
		国際連合公用語英語検定試験	C級以上
	中 国 語	中国語検定試験	3級以上
		漢語水平考試 (HSK)	4級以上
		中国語コミュニケーション能力検定試験	400点以上
	韓 国 語	ハングル能力検定試験	準2級以上
		韓国語能力試験	4級以上

※ 平成30年6月26日以降に実施された試験のスコアを有効とする。

4 試験の月日、会場及び合格発表

試験	月 日	会 場	合格発表日時	合格発表の方法
第一次試験	5月10日(日)	東京国際大学 (川越市) 文教大学 (越谷市) 埼玉県警察学校	6月2日(火) 午前10時	合格者に文書で通知するほか、合格者の受験番号を県庁本庁舎南玄関の掲示板及び埼玉県警察ホー

	(さいたま市)		ムページに発表日の
第二次試験	6月6日(土)から6月8日(月)までのいずれか1日及び6月26日(金)から7月3日(金)までのいずれか1日に、埼玉県警察学校で行う。	8月12日(水) 午前10時	午前10時から7日間 掲示する。

5 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。

(2) 給与

ア 令和2年1月1日現在における初任給（地域手当を含む。）は、次表のとおりである。

区分	採用（入校）時の初任給 （100円未満切捨て）
I 類 国際捜査 I 類 武道・体育指導 I 類 サイバー犯罪捜査 I 類	240,500円
II 類 サイバー犯罪捜査 II 類	229,400円
III 類	209,600円

イ 一定の経歴がある場合は、前記アの金額に所定の額が加算されることがある。

ウ 前記アのほか、支給要件に該当する場合は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

エ 採用時までには給与制度の改正があった場合は、それによる。

6 採用の方法

合格者は、採用のための意向確認後、欠員の状況等に応じて逐次採用される。

採用の時期は、令和2年10月1日（木）以降の予定である。ただし、I類の大学卒業見込者、II類の短期大学又は専修学校の卒業見込者、国際捜査 I 類、武道・体育指導 I 類、サ

イバー犯罪捜査Ⅰ類及びサイバー犯罪捜査Ⅱ類は、令和3年4月1日（木）以降の予定である。

7 受験手続

(1) 受験案内の入手方法

受験案内は、埼玉県警察採用センター、県内各警察署等において、令和2年3月3日（火）から配布している。

また、埼玉県警察ホームページにおいて、令和2年3月3日（火）から閲覧及びダウンロードが可能となっている。

(2) 申込方法

インターネットにより、埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要事項を入力の上、申し込むこと。

(3) 受付期間

令和2年3月3日（火）午前8時30分から4月10日（金）午後5時までの間

(4) その他

インターネットで申込みができない場合は、埼玉県警察採用センター宛て問い合わせること。

8 試験についての問合せ先

埼玉県警察採用センター

さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

埼玉県警察職員採用フリーダイヤル（0120-373514）

告 示

埼玉県警察本部告示第26号

令和2年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅰ類、令和2年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅱ類、令和2年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅲ類及び令和2年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験武道・体育指導Ⅰ類を次のとおり実施する。

令和2年3月3日

埼玉県警察本部長 高 木 紳 一 郎

1 試験の名称及び採用予定人員

(1) 令和2年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅰ類

男性 20人

女性 5人

(2) 令和2年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅱ類

男性 10人

女性 3人

(3) 令和2年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅲ類

男性 100人

女性 17人

(4) 令和2年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験武道・体育指導Ⅰ類

柔道 1人

剣道 1人

2 受験資格

(1) 日本国籍を有する者

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当しない者

(3) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産の宣告を受けていない者

(4) その他次表のとおり

ア 学歴・年齢

試 験 区 分	学 歴	年 齢
I 類 武道・体育指導 I 類	1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学を卒業又は令和3年3月までに卒業見込みの者 2 前記1に該当する者と同等の資格があると認められる者	平成2年4月2日以降に生まれた者
II 類	1 学校教育法による短期大学又は専修学校（2年制以上の専門課程で年間授業時数が680時間以上のものに限る。）を卒業又は令和3年3月までに卒業見込みの者 2 学校教育法による大学に2年以上在学し、かつ、62単位以上修得した者又は令和3年3月までにこれらの要件を満たす見込みの者（I類に該当する者を除く。） 3 前記1又は2に該当する者と同等の資格があると認められる者	平成2年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者
III 類	I類及びII類に該当しない者	平成2年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者

イ その他

武道・体育指導 I 類	柔道又は剣道に卓越した技術を有する、段位が四段（大学卒業見込みの者にあつては三段）以上の者
-------------	---

3 試験の方法

(1) 第1次試験

教養試験及び論文（作文）試験を実施する。

なお、I類、II類又はIII類を受験する者のうち、第1次試験当日において柔道又は剣道の段位を有しているものについては、申請に基づき審査を行い、加点する。

(2) 第2次試験

身体検査、体力検査及び人物試験を実施する。

なお、Ⅰ類、Ⅱ類又はⅢ類を受験する者のうち、第2次試験の2日目当日において次表に掲げる資格等を有しているものについては、申請に基づき審査を行い、加点する。

資格区分	資格種別	試験名称等	加点対象基準
情報	情報処理	ITストラテジスト試験、システムアーキテクト試験、プロジェクトマネージャ試験、ネットワークスペシャリスト試験、データベーススペシャリスト試験、エンベデッドシステムスペシャリスト試験、情報セキュリティスペシャリスト試験、ITサービスマネージャ試験、システム監査技術者試験、応用情報技術者試験、基本情報技術者試験、情報セキュリティマネジメント試験及びITパスポート試験並びに情報処理安全確保支援士となる資格	
財務	財務	日商簿記検定	2級以上
語学	英語	実用英語技能検定	2級以上
		TOEIC(※)	600点以上
		TOEFL(iBT)(※)	62点以上
		国際連合公用語英語検定試験	C級以上
	中国語	中国語検定試験	3級以上
		漢語水平考試(HSK)	4級以上
		中国語コミュニケーション能力検定試験	400点以上
	韓国語	ハングル能力検定試験	準2級以上
韓国語能力試験		4級以上	

※ 平成30年11月25日以降に実施された試験のスコアを有効とする。

4 試験の月日、会場及び合格発表

試験	月 日	会 場	合格発表日時	合格発表の方法
第一次試験	9月20日（日）	東京国際大学 （川越市） 埼玉県警察学校 （さいたま市）	10月12日（月） 午前10時	合格者に文書で通知するほか、合格者の受験番号を県庁本庁舎南玄関の掲示板
第二次試験	10月17日（土）又は10月18日（日）のいずれか1日及び11月25日（水）から11月30日（月）までのいずれか1日に、埼玉県警察学校で行う。		12月23日（水） 午前10時	及び埼玉県警察ホームページに発表日の午前10時から7日間掲示する。

5 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。

(2) 給与

ア 令和2年1月1日現在における初任給（地域手当を含む。）は、次表のとおりである。

区 分	採用（入校）時の初任給 （100円未満切捨て）
I 類 武道・体育指導 I 類	240,500円
II 類	229,400円
III 類	209,600円

イ 一定の経歴がある場合は、前記アの金額に所定の額が加算されることがある。

ウ 前記アのほか、支給要件に該当する場合は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

エ 採用時までには給与制度の改正があった場合は、それによる。

6 採用の方法

合格者は、採用のための意向確認後、欠員の状況等に応じて逐次採用される。

採用の時期は、令和3年4月1日（木）以降の予定である。

7 受験手続

(1) 受験案内の入手方法

受験案内は、埼玉県警察採用センター、県内各警察署等において、令和2年3月3日（火）から配布している。

また、埼玉県警察ホームページにおいて、令和2年3月3日（火）から閲覧及びダウンロードが可能となっている。

(2) 申込方法

インターネットにより、埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要事項を入力の上、申し込むこと。

(3) 受付期間

令和2年8月6日（木）午前8時30分から8月25日（火）午後5時までの間

(4) その他

インターネットで申し込みができない場合は、埼玉県警察採用センター宛て問い合わせること。

8 試験についての問合せ先

埼玉県警察採用センター

さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

埼玉県警察職員採用フリーダイヤル（0120-373514）

告 示

埼玉県警察本部告示第27号

令和2年度埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅰ類（県外試験）及び令和2年度埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅲ類（県外試験）を次のとおり実施する。

令和2年3月3日

埼玉県警察本部長 高 木 紳 一 郎

1 試験の名称及び採用予定人員

(1) 令和2年度埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅰ類（県外試験）

北海道（男性） 2人
宮城県（男性） 3人
山形県（男性） 3人
群馬県（男性） 3人

(2) 令和2年度埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅲ類（県外試験）

北海道（男性） 3人
宮城県（男性） 2人
山形県（男性） 2人
群馬県（男性） 2人

2 受験資格

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に該当しない者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産宣告を受けていない者（心神耗弱を原因とするもの以外）
- (4) その他次表のとおり

試 験 区 分	学 歴	年 齢
Ⅰ 類	1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学を卒業又は令和3年3月までに卒業見込みの者	平成2年4月2日以降に生まれた者
	2 前記1に該当する者と同等の資格が	

(I 類)	あると認められる者	
III 類	I 類に該当しない者	平成2年4月2日から 平成15年4月1日まで に生まれた者

3 試験の方法

(1) 第1次試験

教養試験及び論文（作文）試験を実施する。

なお、第1次試験で論文（作文）試験を実施しない試験地については、第2次試験で実施する。

(2) 第2次試験

身体検査、体力検査及び人物試験を実施する。

4 試験の月日、会場及び合格発表

(1) 試験地

北海道、宮城県、山形県及び群馬県（以下「地元県」という。）において実施する。

(2) 試験の月日、会場及び合格発表

試験	月日及び会場	合格発表
第1次 試験	各地元県と同一とする。	各地元県の発表後、合格者に文書で通知する。
第2次 試験	各地元県の月日に合わせて各地元県内で行う。	合格者に文書で通知するほか、合格者の受験番号を埼玉県警察ホームページに発表日の午前10時から7日間掲示する。

5 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。

(2) 給与

ア 令和2年1月1日現在における初任給（地域手当を含む。）は、次表のとおりである。

区 分 (区 分)	採用（入校）時の初任給 (100円未満切捨て)
I 類	240,500円
III 類	209,600円

イ 一定の経歴がある場合は、前記アの金額に所定の額が加算されることがある。

ウ 前記アのほか、支給要件に該当する場合は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

エ 採用時までに給与制度の改正があった場合は、それによる。

6 採用の方法

合格者は、採用のための意向確認後、欠員の状況等に応じて逐次採用される。

採用の時期は、令和3年4月1日（木）以降の予定である。

7 受験手続

(1) 受験申込用紙の入手方法

受験案内及び申込書は、各地元県の人事委員会事務局及び警察本部警務課において配布する。

(2) 申込方法

申込書に必要事項を記入の上、所定の機関に提出すること。

(3) 受付期間

各地元県と同一期間とする。

8 その他

(1) この試験は、第1次試験の実施まで埼玉県警察本部と地元県の人事委員会等が共同して行い、第1次試験の合格者の決定以降を埼玉県警察本部が行うものである。

(2) 試験についての問合せ先は、次のとおりである。

埼玉県警察採用センター

さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

埼玉県警察職員採用フリーダイヤル（0120-373514）